1　この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　通常契約　法第二十六条第一項第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約（次号において「二号契約」という。）であって、電気通信役務の提供を受ける場所に電気通信事業者の職員その他これに類する者を派遣して工事を行うことが必要なもの

二　特定契約　通常契約以外の二号契約

2　施行規則第二十二条の二の九第二号の規定により総務大臣が別に告示する額（以下「工事費用額」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額に消費税額（地方消費税額を含む。以下同じ。）を加算した額とする。

一　ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であって、一戸建ての住宅に対するもの　二万五千円

二　ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であって、共同住宅等に対するもの　二万三千円

三　ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に関する特定契約に係る全ての必要な工事　二千円

四　ＣＡＴＶアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であって、一戸建ての住宅に対するもの　一万八千円

五　ＣＡＴＶアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であって、共同住宅等に対するもの　一万七千円

六　ＣＡＴＶアクセスサービスの提供に関する特定契約に係る全ての必要な工事　二千円

3　前項の規定にかかわらず、利用者からの申出により同項第一号から第三号までに掲げる工事を休日等に行う場合に加算される額の定めがある場合にあっては、同項第一号から第三号までに定める額に三千円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。

4　前二項の規定にかかわらず、利用者からの申出により第二項第一号から第三号までに掲げる工事を夜間に行う場合に加算される額の定めがある場合にあっては、同項第一号から第三号までに定める額に一万二百円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。

5　前三項の規定にかかわらず、前二項に規定する場合のいずれにも該当する場合にあっては、第二項第一号から第三号までに定める額に一万三千二百円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。

6　第二項から前項までの規定にかかわらず、第二項各号に掲げる工事に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者から通常請求される額が同項から前項までの規定により算定される額より低いときは、当該通常請求される額を工事費用額とする。

7　施行規則第二十二条の二の九第三号の規定により告示する額は、三千円に消費税額を加算した額（電気通信事業者から通常請求される額が当該加算した額より低い場合にあっては、当該通常請求される額）とする。

○総務省
国土交通省告示第一号

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、令第二号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項第二号の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省建設省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

第三十条第四号中「規定する」の下に「幼稚園、」を、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園」を「特別支援学校又は高等専門学校」に改め、同条第五号チ中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第六十八条の七第二項第二号の二イ中「第二十二号及び第二十三号」を「第二十一号及び第二十二号」に改め、同号ロ中「及び第十九号から第二十一号まで」を「、第十九号及び第二十号」に改め、同号ハ中「区域令別表」の下に「第二号の二、」を加え、「、第三十八号から第三十九号の二まで及び第四十一号」を「及び第三十八号から第四十号まで」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省
国土交通省告示第三号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第五条第一項の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成二十七年総務省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一

一の1の⑴中「の速報値」を削り、「平成二十六年七月二十九日公表」を「平成二十七年二月二十六日公表」に、「五千二百四十六万世帯」を「五千二百四十五万世帯」に改める。

一の1の⑵の④中「必要な指針（」の下に「「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（平成二十七年五月二十六日策定）。」を加え、「を定めること」を削り、「交付金制度」の下に「や補助制度」を加える。

一の2の⑵中「司法書士」の下に「、行政書士」を、「社会福祉士」の下に「等」を、「消防職員」の下に「、法務局職員」を加える。

一の3の⑴中「別途定めることとしている」を「別途定めている」に改める。

一の7中「定めることとしている」を「定めている」に改める。

一の8の⑵を次のように改める。

⑵　税制上の措置

法第十五条第二項においては「国及び地方公共団体は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

①　空き家の発生を抑制するための税制上の特例措置（所得税・個人住民税の特例）

平成二十六年に国土交通省が実施した空家実態調査（平成二十七年十一月二十日公表）によれば、周辺の生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家（住宅・土地統計調査における「その他の住宅」に該当する空き家）の約七十五％は旧耐震基準の下で建築されたものであり、また平成二十五年における住宅の耐震化の進捗状況の推計値として国土交通省が平成二十七年六月に公表した数値を考慮すると、そのような空き家のうち約六十％が耐震性のない建築物であると推計されている。加えて、上述の平成二十六年空家実態調査によれば、居住用家屋が空き家となる最大の契機が相続時であることも判明している。